

令和3年12月23日

川西市議会議長

久保義孝様

総務生活常任委員長

磯部裕子

委員会報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、別紙のとおり決定したので、会議規則第101条の規定により報告します。

総務生活常任委員会における審査の経過と結果について（審査日：令和3年12月7日）

1. 議案第60号 川西市L G W A N無線ネットワーク機器の買入れについて

議案の概要

本案は、事務用パソコンで利用しているL G W A Nネットワークについて、国のセキュリティ対策基準の改定により、無線ネットワークの利用が認められることとなったことから、無線方式への転換を進めるため、必要な機器を買い入れるにつき、議会の議決を求めるもの。

質疑の概要

問 配付資料によると、入札結果については、予定価格2855万5000円に対し落札額が1950万円となっており、その差がおよそ1000万円と大きな額となっているが、その要因を伺いたい。また、納入される機器の品質等の確保について市の見解を伺いたい。

答 今回のように納入する機器の台数が多い場合は、入札事業者の企業努力による単価の減額に伴って全体の価格が大幅に下がり、定価をベースに算定している予定価格との大きな差となることがある。

また、物品の買入れについては、品番等を指定して入札を行っており、それがそのまま納入されることとなるため、業務委託や工事請負とは違い、低額で落札されたからといって品質が落ちる心配はない。なお、機器の選定や数量の設定に当たっては、庁舎内の全フロアにおいて現地調査を行い、W i - F iの接続状況等を確認した上で今回の機器構成としている。

問 指名業者11社のうち9社は、それぞれ「金額が合わない」「対応が難しい」「納入期限に間に合わない」のいずれかの理由で辞退しているが、納期の設定に問題はなかったのかなど、辞退理由に対する市の分析を伺いたい。

答 金額が合わない理由については、今回はメーカー指定で発注をしていたため、取り扱いのない事業者には安価に導入することが難しかったものと推測している。

答 その他の理由については、昨今はコロナ禍に伴う半導体不足の影響でパソコン等を発注しても入手できない例が見受けられることから、納入期限の問題ではなく、落札しても納入そのものを確約できないといった事情が背景にあるものと考えている。

問 L A Nの無線化により想定されるリスクとして、データの盗聴やネットワークへの不正アクセス、成り済まし等が考えられるが、セキュリティ対策の詳細について伺い

たい。

答 無線の場合、パソコンはまずアクセスポイントにアクセスするが、今回整備する庁内のアクセスポイントではWPA2/WPA3対応の暗号化方式を採用し、通信は暗号でやりとりを行うこととなる。また、接続の際は、国のセキュリティ対策基準で示された利用者認証規格であるIEEE802.1X認証を行う認証サーバを設置し、特定の電子証明書を備えた端末のほかは接続できない仕様とする。以上のことから、不正アクセスポイントからの侵入は阻止できるほか、盗聴、成り済ましといった懸念にも対応可能な機器構成となっている。

特記事項

配付資料あり（1 入札結果について ほか）

審査結果 原案可決（全員賛成）

2. 議案第61号 川西市市民体育館等整備に伴うPFI事業に係る事業契約の変更について

議案の概要

本案は、川西市市民体育館等整備に伴うPFI事業に係る事業契約について、契約金額を30億3833万2278円から519万3638円減額し、30億3313万8640円に変更するにつき、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第12条の規定により、議会の議決を求めるもの。

質疑の概要

問 今回の金額の変更は、維持管理や運営費に当たる「サービス購入費B」という部分について、物価変動に伴い事業契約に基づき見直すものであるが、見直しに用いる物価指標を年度平均としている本案では減額となっているのに対し、5月確報値としている議案第62号では増額となっている。これらの取り扱いが異なる理由について伺いたい。

答 本契約では、契約時に事業者から年度平均を用いたいとの提案を受け、相手方と市の協議の上で採用する指標を決定し、以降、契約に基づき見直しを行っているものである。

答 見直しに用いる物価指標の基準については、国の法令や指針等に定めがなく、行政と事業者であるSPC（特定目的会社）の合意で決定されるため、SPCの財務担当企業の考え方や契約時のトレンドなどを加味した総合的な判断で決定することとなるため、契約により異なる結果になっている。

特記事項

配付資料あり（ 契約金額変更の内訳と要因について）

審査結果 原案可決（全員賛成）

3．議案第62号 川西市低炭素型複合施設整備に伴うPFI事業に係る事業契約の変更について

議案の概要

本案は、川西市低炭素型複合施設整備に伴うPFI事業に係る事業契約について、契約金額を98億150万7349円から6400万4706円増額し、98億6551万2055円に変更するにつき、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律12条の規定により、議会の議決を求めようとするもの。

質疑の概要

問 本案では、キセラ川西プラザの維持管理費、運営費、SPC管理運営費に当たるサービス購入費C、D、Eについて見直すものであるが、契約において見直しに用いる物価指標の基準を5月確報値としている理由について伺いたい。

答 契約時の議論の中で、年間を通して比較的物価変動が少ない5月の確報値を用いたいと事業者からの提案があり、採用に至ったものである。

問 SPCについては、所在地は東畦野山手2丁目地内となっているものの、実態的には同社の従業員はプラザ内で事務を行っている。今回、プラザの運営費（サービス購入費D）は2210万3629円増、SPC管理運営費（同E）は398万3303円増となっているが、この区別やEの用途が市民から見てわかりにくいことから、市の考えを伺いたい。

答 SPCはプラザを運営するために設立された会社であり、本部は東畦野山手2丁目地内に置くものの、事務局機能はプラザ内に置いているものである。EのSPC管理運営費の予算・決算はDのプラザの運営費とは区別されており、SPCの運営状況等については年に1回のモニタリングで関係者から事情聴取した上で適正であることを確認している。

特記事項

配付資料あり（1．契約金額の変更要因の詳細とそれぞれの金額について）

審査結果 原案可決（全員賛成）

4．議案第63号 川西市知明湖キャンプ場の指定管理者の指定について

議案の概要

本案は、川西市知明湖キャンプ場の指定管理者を指定するにつき、地方自治法第

244条の2第6項の規定により議会の議決を求めようとするもので、指定管理者を一般社団法人一庫ダム湖周辺環境整備センターとし、指定の期間を令和4年4月1日から令和5年3月31日までとしようとするもの。

質疑の概要

問 これからの黒川地区におけるまちづくりでは、知明湖キャンプ場の自主事業が重要な役割を担うと考えるが、配付資料によると、今回の選定に係る評価結果では自主事業について3人の評価者がそれぞれ異なる見解を示している。市としてこの点をどう捉えているのか、また、(仮称)黒川里山センターとの一体利用に向けて、今回の指定期間である1年間にどのような検討が行われる見込みなのか伺いたい。

答 当該法人は、これまでからさまざまな工夫を凝らした自主事業を展開し、利用者をふやしてきた実績がある。今回の選定に係る評価点にばらつきはあるものの、市としてはこの点に対して一定評価をしており、今後は、さらなるブラッシュアップした上での事業展開を期待しているところである。

また、今回の指定管理期間は、令和5年度から指定管理者による運営を目指している(仮称)黒川里山センターとの一体利用の可能性などについて検討するため1年としたものだが、現時点で具体的な方向性は持ち合わせていない。

問 (仮称)黒川里山センターとの一体的な利用に向けては、地域活性化を図る上で、民間活力の採用も視野に入れた検討となるのか。

答 現在は当該センターの実施設計を進めている段階だが、整備後の利活用が非常に重要であるとともに、知明湖キャンプ場との一体的な管理も想定しておくべきと考えており、検討する過程では民間活力導入も視野に入れる考えである。

特記事項

配付資料あり(川西市知明湖キャンプ場指定管理者候補法人等評価結果)

審査結果 原案可決(全員賛成)

5. 議案第69号 川西市事務分掌条例の一部を改正する条例の制定について

議案の概要

本案は、本市における行政課題に柔軟に対応するため、部の新設や事務の移管等を行う必要があることから、議会の議決を求めようとするもの。

質疑の概要

問 このたび資産マネジメント部が新設されるとのことだが、これにより、どのようなメリットがあるのか伺いたい。

答 市有財産の有効活用については、3年前までは総合政策部、現在は総務部が所管と

いう経過があるが、いずれにせよ専門部署がなかったため、実態として有効活用が進んでいなかったという課題があった。そこで、今回専門の部署を設け、さらには今ある公共施設やその土地の今後の取り扱いについても一体的に検討するため、一つの部として立ち上げることとしたものである。

問 内部統制の取り組みについては、国民健康保険事業における交付金申請誤りを契機として始まったもので、基本的に各部署内での取り組みが主になると認識している。今回新たに「内部統制の推進」を総務部の事務分掌に位置づけているが、内部統制についてどのように取り組んでいくのか。

答 これまで総務部と総合政策部が連携して内部統制の推進に取り組んできたところであるが、事務分掌においては明文化されていなかったため、今回の改正を機に総務部の所管とするものである。

具体的には、起こり得るリスクやその対応についてもマニュアルを作成するなど可視化した上で庁内において共有し、リスクを未然に防ぐ取り組みを行っていくが、その取りまとめや周知といったことを総務部が担い、必要に応じて総合政策部や他部署とも連携し、全庁的に取り組みを推進する体制としていく考えである。

問 現在、総合政策部が所管する病院事業については、本改正により「健康医療部」に移管されるとのことである。総合医療センター開院は来秋、市立川西病院跡地での今井病院による(仮称)川西リハビリテーション病院の開院はそれ以降となっているが、このタイミングで移管することとした理由について伺いたい。

答 現在、病院事業はハード面での整備は順調に進捗しているが、今後、総合医療センター開院、地域医療連携推進法人の設立に際しては、ソフト面の充実として、地域医療の担い手である医師会との関係性をこれまで以上に強固にしていく必要があると考えている。

このため、他の事業において日ごろから医師会との連携を密にしている現在の健康増進部に病院事業を統合し、一つの部署で一体的に取り組むことが、市民にとってもわかりやすく、よりよい効果が得られるものと判断し、今回の組織改正に至ったものである。

特記事項

配付資料あり（令和4年度川西市行政組織図（案））

審査結果 原案可決（全員賛成）

6 . 議案第 8 1 号 令和 3 年度川西市一般会計補正予算 (第 9 回)

議案の概要

第 1 表 歳入の全部。歳出第 1 款議会費。第 2 款総務費のうち第 1 項総務管理費第 7 目公共施設マネジメント費を除く全部。第 3 款民生費のうち第 1 項社会福祉費第 2 目人権推進費及び第 3 目総合センター費。第 4 款衛生費のうち第 2 項環境衛生費及び第 3 項清掃費。第 5 款労働費。第 6 款農林業費。第 7 款商工費。第 9 款消防費。

第 2 表 繰越明許費補正

第 3 表 債務負担行為補正

第 4 表 地方債補正

質疑の概要

第 1 表 歳入

第 1 6 款 国庫支出金

問 マイナポータルから健診結果を閲覧するためのシステム整備等の財源として、健診等結果の利活用に向けた情報標準化整備事業費補助金 2 7 7 万 3 0 0 0 円を追加しようとしているが、その詳細と個人情報保護に係る対策について伺いたい。

答 今回構築しようとするのは、医療機関が自治体に提出した健診結果を、国が管理する中間サーバに副本登録することで、住民自身がマイナポータルを使って自らの情報を確認することができるという仕組みである。この情報を確認できるのは、提出先の自治体及び本人に限定されており、第三者に閲覧されたり民間企業に利用されたりすることはない。

同 歳出

第 9 款 消防費

問 災害対策事業において、新たに災害情報システムを導入する費用として委託料 3 3 3 万円が追加されようとしている点について、システムの概要を伺いたい。

答 現在は、主に風水害などの自然災害については紙媒体での情報の収集・管理が基本となっており、情報の整理や集約を人海戦術で行うなど機動性や連動性に欠けるところがあるほか、災害規模が大きくなると事務が複雑化したり、情報共有の手段が庁内で不統一であるために対応の優先度の判別や記録に時間を要したりといった課題がある。

そこで、災害情報をウェブ上で一元的に管理・共有し、より迅速に、機動的に対応するための情報共有基盤として、当該システムを導入するものである。

第2表 繰越明許費補正

なし

第3表 債務負担行為補正

問 保育所、こども園及び幼稚園における廃棄物処理業務について、令和4年度から5年度の2年間の債務負担行為が設定されようとしているが、他の施設の状況を伺いたい。

答 教育関係の施設については、小・中・特別支援学校が令和3年度より3年間の契約となっており、このたび教育政策課において学校園所全てを所掌することとなったため、契約の終期を合わせるべく当該業務の契約期間を2年間とするものである。

第4表 地方債補正

なし

特記事項 なし

審査結果 原案可決（賛成多数）